

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・ SPT またはP重防に入る為のP検査は前月のものまで有効です。ただし前月来院が無ければ前々月のものまで有効です。
- ・ 歯周基本治療（SC、SRP）後、P精検を行い歯周外科治療に進んだ場合は、必要部位の歯周外科手術が全て終了した時点で全顎のP精検を行って下さい。
途中でそれぞれの手術部位に対して治癒の状態を評価するために行う検査は歯周病部分的再評価検査（P部検）で対応して下さい。
- ・ フッ化物歯面塗布処置（F局：初期の根面う蝕に罹患している患者の場合）110 点の算定にあたり、「根C」の病名もれが散見されます。また、当該処置の算定にあたっては、外来の場合65 歳以上の歯管を算定している患者に限る点にもご留意ください。
- ・ オルテクサー口腔用軟膏やアフタゾロン口腔用軟膏について Stom 病名の他、口唇裂傷や咬創などの病名でも算定可能です。ただしP病名やDul 病名では算定不可となりますのでご注意ください。